

UR都市機構として初の海外現地事務所をオーストラリア・シドニーに設置

～現地政府への技術協力および日本企業の都市開発プロジェクト参入を推進～

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、令和3年4月26日にUR都市機構として初となる海外事務所をシドニーに設置しました。

UR都市機構は、日本企業の海外展開を推進するため、平成30年に施行された「海外インフラ展開法」を受け、これまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活かして、「海外展開支援業務」を実施しています。

これまでUR都市機構は、ニューサウスウェールズ（NSW）州政府とシドニー大都市圏における都市開発の技術協力等の包括的な覚書を交換（平成30年11月29日）し、さらに同州政府傘下のウェスタン・パークランド・シティ公社（WPCA）と2026年開業予定の西シドニー新空港の周辺まちづくり計画策定支援に関するアドバイザー業務契約を締結（令和元年10月15日）しています。

今回のシドニー事務所設置により、現地において州政府との協働体制を強化していくと共に、これを足掛かりに、オーストラリアにおけるスマートシティ・プロジェクト等の新規都市開発案件にも積極的に関与していきたいと考えております。

また、現地の日本政府機関や日本企業との連携を深め、日本企業のオーストラリアでの都市開発プロジェクト参入を推進してまいります。

■事務所外観等



MLC センタービル



事務所職員（事務所にて撮影）

■駐日オーストラリア大使、駐オーストラリア特命全権大使及び在シドニー日本国総領事からのコメント

○ジャン・アダムズ 駐日オーストラリア大使

UR が初の海外拠点をシドニーに設置することを喜ばしく思います。スマートシティ開発における日豪関係の発展に大きく寄与するものと確信します。

UR がファウンデーション・パートナーとなっているエアロトロポリスをはじめ、NSW 州の重点

地区の開発が推進されることは、NSW州のみならずオーストラリア全体の成長にとって重要です。大阪駅周辺地区（うめきた）など、日本国内の大規模開発等で蓄積されたURの豊富な知見がオーストラリア市場で活用されることを期待しています。

○山上信吾 駐オーストラリア特命全権大使

URが初となる海外事務所をオーストラリアに設置されたことを心より歓迎します。今後、西シドニー地域を初めとするオーストラリア内各地において、日本のまちづくり技術を展開し、日本企業の更なる投資の増加、ひいては日豪関係の一層の緊密化に貢献することを期待しております。

○紀谷昌彦 在シドニー日本国総領事

URが初めての海外拠点をシドニーに開設したことを非常に喜ばしく思います。2018年11月にURとNSW州政府が協力覚書を交わした後、西シドニー地域の開発は順調に進展しています。シドニー事務所の設置により、シドニー大都市圏を含むNSW州においてスマートな街づくりが加速するとともに、日本企業がその強みを生かして活躍する機会がさらに広がることを期待しています。

■シドニー事務所の概要

所在地：Level 57, MLC Centre, 19-29 Martin Place, Sydney, NSW 2000

電話番号：+61-2-9225-7822

e-mail：ur-nsw@ur-net.go.jp

駐在職員：3名（鐘江、黒田、福谷）

[案内図]



●：事務所所在地
MLC Centre, Level 57, 19-29 Martin Place, Sydney NSW 2000

お問い合わせは下記へお願いします。

UR都市機構 本社 海外展開支援部 豪州課 (電話)045-650-0465

(e-mail)ur-nsw@ur-net.go.jp

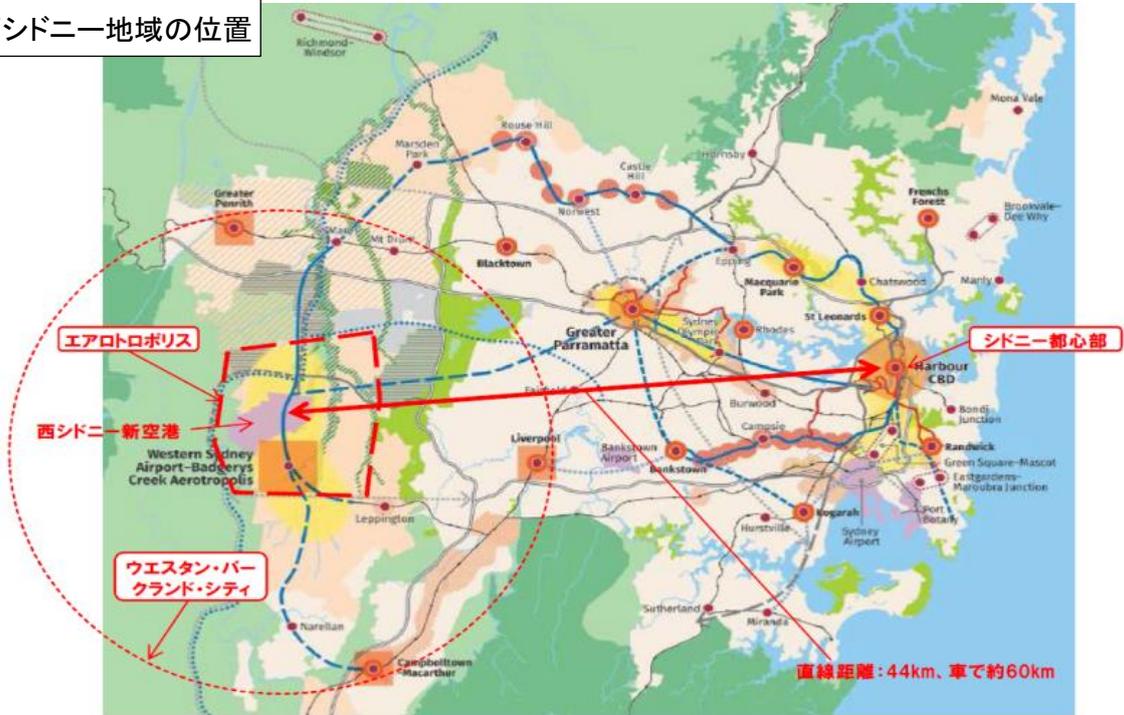
本社 広報室 報道担当 (電話)045-650-0887

■ 参考

【西シドニー地域における開発計画の概要】

- ・ NSW州は西シドニー地域の8地方自治体と連携して、2026年開業予定の西シドニー新空港とその周辺地域を対象にウェスタン・シドニー・エアロトロポリスの開発を推進。

西シドニー地域の位置



【出典】 NSW州政府資料を加工

【これまでのNSW州政府等との関係構築について】

(背景)

- ・ NSW州は豪州最大の都市シドニーを含む州であり、今後の成長とそれに伴う交通渋滞・既存インフラへの負荷の軽減が州の重要課題とされている。NSW州は西シドニー地域の8地方自治体と連携し、2026年開業予定のシドニー新空港とその周辺地域を対象にウェスタン・シドニー・エアロトロポリスの開発を進めている。

①NSW 州と西シドニー新空港周辺地区における技術協力等に係る覚書の交換

(平成 30 年 11 月 29 日)

- ・ U R 都市機構の日本国内で手掛けてきた都市開発事業等で得た経験を活かし、民間企業、政府機関等と協力をしながら、NSW 州政府が進めている西シドニー地域における開発計画において、公共交通指向型都市開発 (T O D) 等に係る技術協力等の提供及び日本企業と政府機関等との協力関係の構築。

②NSW 州政府傘下公社とまちづくり計画の策定支援に関するアドバイザリー契約の締結

(令和元年 10 月 15 日)

- ・ エアロトロポリスのまちづくり実現に向け、都市開発の総合調整機能を担う NSW 州政府傘下のウェスタンシティ・エアロトロポリス公社 (W C A A (現 : W P C A)) に対し、大規模都市開発や公共交通指向型都市開発に関する知見に基づいたインフラの整備計画や土地利用計画の策定、既存の住民等と協力した地域コミュニティの活性化、エネルギーや自然環境への配慮、効果的な企業誘致の実現に向けた方策などについて、これまで本邦国内の業務で蓄積した知見を活用し、エアロトロポリス開発を効率的に進めるためのアドバイスを提供。

【U R 都市機構の海外展開支援業務について】

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強かに推進するため、海外インフラ展開法 (海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律) が平成 30 年 8 月 31 日に施行されました。

これに伴い、独立行政法人都市再生機構法も改正され、U R 都市機構には、拡大する世界の都市開発市場において、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定や、都市開発事業の事業性調査 (F/S 調査)、さらに住宅の標準設計や改修基準の策定支援等の業務を実施することにより、日本企業が参入しやすい環境の整備を進めることが期待されています。